

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書 概 要

1. 法人名等

法人名	東邦大学
法人代表者	理事長 炭山嘉伸
担当部署	法人本部 総務部
お問合せ先	03-3762-4151

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- 担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成
↓報告
- 理事会・評議員会（2023年3月24日）→報告→○私大連（2023年3月末まで）
↓ホームページにて公表
- ステークホルダー（2023年3月末まで）

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	下位の項目である「遵守状況」を遵守と判断するため、当該基本原則は遵守と判断する。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項1-1として「事業に関する中期的な計画等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。」ことが示されている。本法人では、経営理念、経営ビジョン、中期経営計画、法人組織目標、所属組織目標、所属での具体的施策という階層で、建学の精神を基に法人の掲げた理念や施策の進捗管理及び評価を単年度ごとに実施している。又、前中期計画の継続課題等を踏まえるとともに、2018年策定の「東邦大学グランドデザイン2025」を指針として、教学の中長期計画や事業計画を策定している。</p> <p>2022～2024年度の中期経営計画は理事会・評議員会の承認を得て決定しており、その目標達成に向けて単年度の事業計画でより具体的な戦略を立案し、遂行に取り組んでいる。進捗状況及び実施結果は単年度の事業報告を通してホームページ等で公表している。</p> <p>重点項目の達成に必要な実施項目1-1（①～⑬）については、⑬を除き※実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。</p> <p>※「⑬中長期計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。」について、「中長期計画自体に関わる進捗状況及び実施結果を法人内外に公表」は行っていないが、中長期計画を年度毎に分解した各年度の事業計画の進捗状況や結果については、単年度の事業報告を通してホームページ等で公表しているため、当該遵守原則で定める「広く社</p>

会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る」は実質的に遵守できていると判断する。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	下位の項目である「遵守状況」をいずれも遵守と判断するため、当該基本原則は遵守と判断する。

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項2-1として「それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。」ことが示されている。</p> <p>本法人（本学）では、東邦大学創立100周年を迎える2025年の教学ビジョンを定め、9つの重要成功要因を掲げた「グランドデザイン2025」を策定している。年度の事業計画においては、その重要成功要因に紐づいた評価指標（KPI）と目標値を定めている。その進捗状況及び実施結果は事業報告を通してホームページ等で公表するとともに、教職員には教授会等を介して周知を図っている。</p> <p>「学位授与の方針（DP）」及び「教育課程編成・実施の方針（CP）」とカリキュラムとの整合性については、各方針を定め、DP到達に向けた学修成果を評価・検証するため、学部毎にアセスメントの体系化を行い、カリキュラムに紐づけ、学年別の到達目標を置くとともに、その到達状況を客観・主観、定量・定性的な指標によって把握・可視化する取り組みを行っている。</p> <p>各取り組みに必要な経営資源については、年度予算は各所属と個別協議を行うとともに、法人全体の予算案を俯瞰したうえで適宜二次協議を行うことで、効率的な配分を心掛けている。人員については、教員は学部毎に教育に必要な講座・研究室・分野とそこに配置する人員を定めており、退職等に伴う異動に際しては、要件を精査のうえ、遅滞なく後任の採用をすることとしている。職員は各所属で人員計画を毎年作成し、法人本部人事部が内容を精査のうえ、適正人員の確保と効率的な配分を心掛けている。</p>

重点項目の達成に必要な実施項目2-1 (①～⑧) については、③を除き※実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。

※「③学校法人の中長期計画や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。」について、中長期計画を踏まえた各年度の事業計画や予算編成方針に基づき、毎年各所属との協議や申請内容の精査等を通じて効率的な分配を心掛けているため、当該遵守原則で定める「教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成（するための経営資源の効率的な配分）」は実質的に遵守できていると判断する。

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項2-2として「市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。」ことが示されている。</p> <p>本法人では、一般市民を対象とした公開講座は毎年40講座以上開講しており、2022年度は全学部と3病院で合計53講座が開催されている。</p> <p>2020年に本学教育・研究支援センター内に設置した「社会連携推進室」は、大学と社会を繋ぐ窓口の役割を果たしている。包括協定を締結している自治体とは定期的な連絡を行い、特に法人及び医学部等が立地する大田区とは毎月の担当者会議と関係者が参加するコア会議を年3回程度開催している。大田区とは新型コロナウイルス感染症に向けた連携活動を行っており、その成果をもとに本学医学部に大田区の寄付講座（地域連携感染制御学講座）が開設されている。2020年からスタートした「大田区官学連携人材育成講座」は今年3年目を迎え、感染症対策のテーマに加え、ウクライナ避難民支援のためのこころのケア</p>

を開催している。また、2021年度より大田区職員が大学で感染症対策を学ぶ履修証明プログラムを開設し、2年間で9名がプログラムを修了している。このように地域のニーズに基づく学びの場を企画し、大学の持つ知識を自治体に直接還元できる活動を継続している。さらに、教員等が個別に地域と連携して活動しているものを大学として支援・展開する取り組みを行っており、2022年は千葉県印西市と白井市との個別協定を締結している。

重点項目の達成に必要な実施項目2-2（①～⑥）については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	下位の項目である「遵守状況」をいずれも遵守と判断するため、当該基本原則は遵守と判断する。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項3-1として「会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。」ことが示されている。</p> <p>本法人では、監事は理事会・評議員会に出席し、意見を述べることを寄附行為及び監事監査規程で定めている。又、監事監査規程では、定期で計画される監査の種類及び実施項目を定めるほか、監事が必要と認めた場合の監査が随時実施できること、特定事項の調査について理事長を通じて監査室に依頼することができることも定めている。監事は毎年行われる監事説明会や監事報告会等で、監査重点項目等を法人側へ適宜指示している。</p> <p>監事2名は常勤ではないが、理事会・評議員会等の重要な議決事項については、関係部署が事前にコンプライアンス、法人内規程等に抵触しないか等の監事のチェックを受けている。又、監事選任については、監事の独立性の確保、利益相反を適切に防止することができる者を選任することを寄附行為で定め、これを前提に理事より候補者を推薦し、理事会で決定している。なお、本法人の現在の監事は、いずれも外部者であり、かつ弁護士と公認会計士である。</p> <p>重点項目の達成に必要な実施項目3-1（①～⑩）については、⑨を除き※実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。</p> <p>※「⑨監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。」について、指名委員会の設置等は行っていないが、前述のとおり、理事は監事の専門性</p>

を考慮して候補者を推薦し、理事会で決定しているため、当該遵守原則で定める「監査機能の向上及び監事機能の実質化のための監事選任方法」は実質的に遵守できていると判断する。

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項3-2として「ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。」ことが示されている。</p> <p>本法人では、内部監査規則を制定し、同規則に基づき法人本部監査室が各種監査を毎年実施している。加えて、監事、会計監査人、内部監査等を行う監査室がそれぞれの立場で監査を遂行するとともに、定期的な打合せの場を設け連携を図っている。</p> <p>利益相反・研究に関わる不正防止については、厚労科研等の各申請は外部委員を入れた利益相反委員会で精査している。科研費等の公的研究費は文科省が示したガイドラインに準じたルールで運用され、その概要はホームページで公表している。又、公益通報者保護規程を制定し、公益通報窓口を設置していることをホームページ及び教職員ポータルサイトで公表している。</p> <p>同規程については、改正公益通報者保護法（2022年6月1日施行）並びに同法で規定する指針に基づき、公益通報対応業務従事者の指定、その他必要な措置を規定する改正を法律の施行にあわせて行っている。</p> <p>重点項目の達成に必要な実施項目3-2（①～⑫）については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項3-3-1として「広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。」、3-3-2として「情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。」ことが示されて</p>

いる。

本法人では、情報公開規程、財務情報公開規程及びホームページ管理・運用規程を制定し、同規程に則った運用を行っている。法令に定められた財務情報等（事業計画、予算、事業報告及び決算）については、理事会・評議員会で承認が得られた後、速やかに必要書類をホームページで公表している。又、学外からの評価結果等については、「大学基準協会による認証評価結果」「薬学教育評価 評価基準」及び「動物実験に関する検証結果、動物実験に関する自己点検・評価報告書」及び「設置計画履行状況報告書」をホームページで公表している。

一方、ホームページの運営にあたっては、各サイトに掲載内容責任者を設置し、管理・運営を行う管理責任者、問い合わせ窓口となる管理担当者を置いた管理体制を構築している。又、事業報告における財務状況や学生数等の表記においては、過去からの推移は図表を用い、視覚的にわかりやすくなるよう心掛けている。会計用語や大学特有の用語についても、適宜解説も加えることでより理解が進むよう工夫している。

重点項目の達成に必要な実施項目3-3-1（①～⑦）及び3-3-2（①～⑥）については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	下位の項目である「遵守状況」をいずれも遵守と判断するため、当該基本原則は遵守と判断する。

遵守原則 4 - 1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項4-1として「大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。」ことが示されている。</p> <p>本法人では、寄附行為において、理事会に法人の業務を決するとともに、理事の職務遂行を監督する権限を与えている。一方、同じく寄附行為にて評議員会の議決を要する事項や諮問事項を定めると同時に、法人の業務等に対する意見具申等の権限を付与し、相互牽制が働く仕組みとしている。又、監事についても職務権限を寄附行為にて明記し、有効な相互牽制が働く仕組みを構築している。なお、理事は約半数が評議員、評議員は理事を除き約4割が教職員、同じく約4割が外部者である卒業生となっており、理事会・評議員会ともに構成員に偏りが生じないように留意している。さらに、外部理事の現員は2名となっているが、当該理事が確実に登用される仕組みが寄附行為に規定されていないため、2021年度に寄附行為検討委員会を設置し、その構築について検討を行っている。</p> <p>理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができないこと、利益相反取引に関する承認の決議は理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならないことを寄附行為で定めるとともに、理事の競業及び利益相反取引の有無を年度開始前に確認し、その結果を理事会へ報告している（該当者がいる場合は議決事項として取り扱う）。理事会及び監事による指摘事項等については、次年度の事業計画及び内部監査計画に織り込み、改善に努めている。</p> <p>重点項目の達成に必要な実施項目4-1（①～⑭）については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は</p>

遵守できていると判断する。

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項4-2-1として「私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。」、4-2-2として「幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。」ことが示されている。</p> <p>本法人では、現在、「東邦大学創立100周年記念寄付金」の募集を行っている。同寄付金事業を含めた創立100周年記念事業の特設サイトを設置するほか、インターネット（クレジット決済）による寄付の申込みを開始し、寄付者の利便性の向上を図るなど、同寄付金事業を推進するための整備を行っている。</p> <p>又、医学部では「ご支援をお考えの皆様へ」というホームページ寄付サイトを常設し、教育・研究への寄付金募集を行っている。</p> <p>国からの外部資金情報は、大学の学事統括部が一括で取り纏め各学部へ通知している。財団等の競争的資金は、教育・研究支援センターにて内容を確認し、本学が申請可能な補助金情報を収集している。研究に関する学内外向けの情報発信や情報共有も同センターのホームページ上に学内外の補助金情報一覧を掲載している。又、教育・研究支援センターにリサーチ・アドミニストレーター（URA）を配置し、外部補助金獲得に向けた情報収集と申請書作成支援、採択後の事業運営支援を行っている。</p> <p>危機管理体制については、大学、中高及び病院等の形態が異なるため、それぞれで防災計画や災害対策マニュアル等を策定、付属病院はBCP（事業継続計画）も策定し、教職員、学生及び施設内で勤務する委託業者等へ周知している。各所属は防災計画や災害対策マニュアル等に基づき、緊急連絡体制の整備、消防・避難訓練の実施、施設・設備の定期的な安全点検の実施、教職員への研修を実施している。又、法人内各建物の耐震化率100%を推進するとともに、海拔高度が低い大田区に位置する</p>

大森キャンパスの水害対策工事（止水版の設置や防水壁の設置など）を2022年9月より順次実施している。

情報セキュリティ体制についても、情報セキュリティポリシーに関する規程を制定し、同規程に基づき、情報セキュリティ委員会が設置されている。又、法人内のセキュリティ管理を定めた細則となる情報セキュリティポリシー運用規程及び情報セキュリティ対策基準を制定し、同規程に基づき管理・運営及び検証等を行っている。2022年度は法人全体で情報セキュリティ研修（e-Learning形式）を実施し、ユーザーへのセキュリティに対する情報共有と意識の向上を図っている。

重点項目の達成に必要な実施項目4-2-1（①～⑬）及び4-2-2（①～⑥）については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。

2. 追加事項

本ガバナンス・コードで示す各重点項目の達成に必要な実施項目（計89項目）については、実施内容の更なる向上に努めていく。